

# 起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和4年7月13日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和4年7月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	4四議第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和4年6月28日(火)		
				会議時間	16時45分～18時21分		
出席委員	委員長 西尾祐佐						
	副委員長 山下幸子						
	委員 上岡正						
	委員 谷田道子						
	委員 前田和哉			欠席委員			
	委員 川村真生						
その他	議長 平野正			委員外議員 松浦伸			
	委員外議員 寺尾真吾			委員外議員 大西友亮			
執行部出席者	企画広報課副参事 中田智子			(所管外)			
	" 主幹 小栗史也						
事務局	事務局長 西澤和史						
	事務局長補佐 岡村むつみ						
記 録							
令和4年6月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

## ■委員長挨拶により開会

■所管事項の調査として、企画広報課副参事より、大学誘致推進事業にかかる旧下田中学校の土地・建物使用貸借契約について説明。

### 【説明：中田企画広報課副参事】

まず、契約締結までの経過について。

令和3年8月・9月に、中医学研究所に係る土地・建物使用貸借契約案を、財政課・地震防災課の意見を聞きながら、学校法人と協議・調整のうえ作成した。旧下田中学校校舎及び体育館は、文部科学省の補助金を受けて整備した施設で、補助金等の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、取り壊しなどを行う場合は、文部科学大臣の承認が必要となっている。

ただし、無償の場合は、内閣総理大臣による地域再生計画の認定を受けることで、文部科学省への承認手続きが不要となり、国庫補助金の返還も免除されることから、地域再生計画の支援措置である補助金で整備された公立学校施設の財政処分手続きの弾力化の認定申請を行ったものである。

認定申請の添付書類として、土地・建物使用貸借契約書が必要であり、下田中学校の使用貸借契約は、中医学研究所の使用貸借契約の内容と原則同様としていた。学校法人と協議のうえ、貸付期間を令和4年4月1日から令和25年3月31日までとした中医学研究所の使用貸借契約の貸付期間だけを変えて、契約書案として文部科学省に提出したものである。

学校法人との旧下田中学校の土地・建物使用貸借契約については、令和4年3月31日までは教育財産であり、契約に関する起案は、学校教育課からの所管替え通知を受けた令和4年4月1日からでないと行えないため、学校法人と契約書の最終確認を行った上で起案・決裁を受け、当日決裁済の使用貸借契約書2通を学校法人の職員に依頼をした。令和4年4月5日、学校法人から契約書を受け取り財政課にて契約書に押印をしたが、契約書を学校法人から受けたことや押印を証明する資料はない。

また、公印の使用にかかる台帳の整備については、四万十市公印規則第11条 公印の使用で説明させていただく。公印使用の際は、公印保管者である課長等に決裁文書を提示し、公印押印の承認を受けることとなっており、文面上、台帳の整備は求められていない。台帳の整備も、調べた結果、なかった。

貸付期間を4月1日からとした理由は、大学の学部設置にあたり、学校法人が校地校舎を借用する場合、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準に基づき、申請時において開設時以降20年以上にわたり使用できる保障が必要となることからである。また、締結日を4月1日としたのは、旧下田中学校校舎等の土地・建物使用貸借契約の内容を双方がこの日で確認決定し、土地・建物使用貸借契約の決裁を受けた日でもあるためであり、押印日とのタイムラグについては問題なかったと考えている。

### 【質疑：上岡 正委員】

判をつかんでも、双方が確認しちよるけん4月1日でも何ら問題ないという話があったが、大変問題があると思っているので問う。

1日の決裁になっているが、起案は午前中にしたのか、午後にしたのか。

### 【答弁：中田企画広報課副参事】

先ほど説明したが、大学との最終確認をもって起案し決裁を受けている。学校法人との最終確認が午後なので、午後からである。

### 【質疑：上岡 正委員】

本当に午後か。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

時間までは正確には覚えてないが、メール等を確認し、午後と言わせてもらった。  
学校法人と契約内容を確定した上で起案をして回している。

**【質疑：上岡 正委員】**

4月1日の午後3時37分に、大学側から契約内容の修正のメールが来た。修正した内容で契約している。こんな大事な問題を1時間で決裁できるのか。疑いたくなる。

また、判がなくても契約日を4月1日にしている。大学から届いた4月5日を契約日にすべきでないか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

旧下田中学校校舎等の土地・建物使用貸借契約は、中医学研究所の使用貸借契約と基本中身は一緒である旨の説明を財政課にしていた。第5条第3項に関しては追加することになると、財政課と協議を詰めていた。すぐに決裁を受けられるような状態まで持っていき、駆け足で決裁していただいた。

また、4月1日に旧下田中学校校舎等の土地・建物使用貸借契約の内容を双方が確認決定し、土地・建物使用貸借契約の決裁を受け、市として決定している。判子はないが、4月1日での契約締結は問題ないと考えている。

**【質疑：上岡 正委員】**

誰とどういう、打ち合わせをいつしたのか教えよ。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

内部で何度も協議している。何月何日、どこでどれくらいの時間かは記録がないので答えられない。

**【質疑：上岡 正委員】**

それなら1時間で決裁もらえた話にもわかに信用できない。公文書偽造になる。

また、判がないのは、無効・違反。私が役所とした契約は、判をついた日が契約日になっている。判がないでも契約になるとうちの事務文書のどこに書いているか説明してくれ。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

契約のことに関しては、私から詳しい説明をするべきではないので、回答は遠慮させていただく。

**【質疑：上岡 正委員】**

財政課に要請できないか。

— 小休 —

— 正会 —

**【質疑：上岡 正委員】**

契約内容が変わってから起案したのか。契約内容が変わったのに独断で誰にも相談せんと書いたのか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

起案の内容を差し替えたことは1度もない。

**【質疑：上岡 正委員】**

それなら問う。差し替えがないというが、メールが返ってきたあとの確認はどのようにしたか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

そのあとの確認というのは、起案を上げて決裁をもらおうという確認ではなくてということか。

**【質疑：上岡 正委員】**

この内容が変わったろ、今まで打ち合わせしよった内容が、これはあんた単独でよね。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

協議記録があるわけでもなく、このメールの後に誰と協議したかは思い返せないが、私が単独で決裁をしたわけではない。この後に起案し、その内容で決裁をいただいた。誰にも相談せずに1人で契約をしたとは思っていない。

1時間でできるのかについては、1時間でも可能と思うという発言をただけで、1時間の中でしたとは言っていない。時間外があったかもしれないし、何時に決裁をいただいたかまでは答えにくい。

**【質疑：上岡 正委員】**

修正が来た後に伺いを書いたことは鮮明に覚えちよるがか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

きちんと確定した契約書案を持って起案をする。上岡議員は私が契約書の中身を勝手に変えて、起案を変えたと言いたいのか。言っている意味が私にはわからない。

— 小休 —

— 正会 —

**【質疑：谷田 道子委員】**

最初の契約の内容から、大学の管理運営等に支障のない範囲で貸付物件を使用することができるものとするという文言が、新たに加えられた。起案をしていた文章を出して確認していた後に出てきた。これはすごい大事な内容を持っていると思う。どういう状況で、それが確認されたか解明していく必要があると思う。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

何回も言うが、管理運営等に支障がないという部分を除けた分で起案はあげていない。これで起案している。公文書偽造と上岡議員には言われたが、そこを追求しているのなら、はっきり言っていただきたい。

**【質疑：谷田 道子委員】**

大学が言ってきた内容で起案をして当初から挙げてたんですか？

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

冒頭からその話はしている。途中で内容を変えていない。

**【質疑：谷田 道子委員】**

課長が変えたとかでなくて、新たに追加がされたことは、新たな内容になるんじゃないかと感じたので、新たな内容の決裁は必要じゃないかと。

**【質疑：上岡 正委員】**

午前中伺い書いて、向こうは、ちょっと直してくれときた。

どこの段階で、これとこれ決裁前かどうか知らんけど差し替えた、という疑いを私はもっちゃよう。そのことについて、疑われんように説明をしてくれ。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

これ以上の説明はできない。

**【質疑：上岡 正委員】**

構わない。判についてはどうか。判がないでも4月1日付の契約でえいと言ひよる。財政もそれで契約している。財政も後で問わないかんが、判をついた日が契約ではないか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

問題なかったと思っている。

**【質疑：上岡 正委員】**

どう問題ないんか。5日やけんかまんのか、1年後でもかまんがか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

そういう説明はしてない。物理上、最短が4月5日であったということであり、特に5日にこだわってはいない。

**【質疑：上岡 正委員】**

あなたは、判がないでも契約ができると言いよる。話し合いがついてるから。

私は、判なしの契約は契約になってないと思う。話し合いがあったら判なしでえいか問いよる。

**【意見：西尾 祐佐委員長】**

契約全般に関わることなので、財政課長にも確認が必要である。再度総務委員会を開催したい。委員の中で内容を確認し、明確な形で質問し進めたいと思う。

**【意見：前田 和哉委員】**

タイムラグのところで、やはり財政担当の見解がないと判断できかねる。

**【質疑：山下 幸子委員】**

上岡議員にお聞きしたい。決裁が絶対1時間ちょっと行われたと決まったものではなく、もしかしたら残業したかもしれないという部分もつく感じか。

**【意見：西尾 祐佐委員長】**

一旦ここで締めてよいか。皆さんから意見もあるが、財政課長を含めた中でないとさらに深く聞くことができないので、次回また委員会を開催し調査したいと思う。調査事項・日時については、この後、委員の中で決めていきたい。執行部は退席いただき進めたいと思うが、それでよろしいか。

**【質疑：上岡 正委員】**

決裁をした竹田課長、塚谷補佐、池本さん、決裁の時間を覚えちょう人もおるかもしれん。平社員を委員会に出席要求するには市長の同意がいる。

**【意見：西尾 祐佐委員長】**

それについても、この後、皆さんで内容を確認したいと思う。

この大学誘致推進事業に関わる旧下田中学校の土地・建物使用貸借契約についての調査については、ここで一旦終了とさせていただきます。

※他に質疑なく終了

— 小休 —

— 正会 —

■次に、管内視察の協議を行った。

— 小休 —

(協議)

— 正会 —

管内視察については、7月12日火曜日、視察先は行程表のとおりとすることに決した。

■次回の総務委員会について確認を行った。

— 小休 —

(確認)

— 正会 —

今回の調査事項を再度継続してやることになり、皆さんの同意を得たので、緊急で7月19日に調査することと決した。内容については、現状では2点。他にもあれば、事前に言っていただき、調整しながら確認したいと思う。

■委員長報告については、正副委員長に一任し、委員会を終了した。